

## 訪問型支えあい活動への補助制度について

### 1 概要・目的

誰もが自分らしく最後まで住み慣れた地域で暮らし続けるため、高齢者自らの介護予防の推進、高齢者の自立した生活環境の維持・向上、住民主体による自助・互助の充実を図るため、地域住民が主体となり地域の実情に応じ実施している「訪問型支えあい活動」を行う団体に対し、活動に要する経費の一部を補助することで活動の継続と発展につなげる。

### 2 経緯

介護保険運営協議会生活支援体制整備部会での意見  
「活動継続のためには財政的支援が必要」

訪問型支えあい活動者の交流会での意見  
「立ち上げ3年間は赤字だった」  
「活動を立ち上げたくても、赤字を出してまでではない」

### 3 補助の対象となる活動

日常生活上の困りごとに対する多様な生活援助を広く対象とする。  
・掃除、買い物、ゴミ出し、庭の手入れ、電球交換、軽修理、傾聴、家具移動  
・徒歩や公共交通機関でのお出かけ支援、車両を使用した移動支援

### 4 補助対象となる団体

#### 団体の要件

- (1) 市内で活動する構成員がおおむね5人以上であること
- (2) 政治活動及び宗教活動を目的としない団体
- (3) 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としない団体
- (4) 川西市暴力団排除に関する条例(平成24年3月27日条例5号)第2条第2号に規定する暴力団員が構成員となっている団体又は同第3号に規定する団体を除く

### 5 補助対象となる経費

	補助対象経費	回数	補助額（年額）
生活支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口やコーディネート業務に係る人件費</li> <li>・通信費</li> <li>・事務経費</li> <li>・広報費</li> </ul> 等	年間60回以上	20,000円
		年間150回以上	50,000円
		年間250回以上	80,000円
車両を利用した生活支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料（個人所有車両にかかる個人名義の自動車保険料を除く。）</li> <li>・安全運転講習受講に係る費用</li> <li>・活動時の駐車場代</li> <li>・自動車の賃借料（個人所有車両を除く）</li> </ul>	年間20回以上	20,000円
		年間50回以上	50,000円
		年間100回以上	100,000円

ただし、次のいずれかに該当するものは、補助対象としない。

- ・飲食等にかかる食糧費
- ・活動団体が使用する会館の修繕等にかかる工事費
- ・自動車や不動産の取得に係る経費
- ・市の他の補助制度により、補助を受けている経費

### 6 スケジュール

時期	内容
令和6年5月	認知症対策アクションプラン説明会
令和6年6月	地域団体への説明
令和6年7月	訪問型支えあい活動ネットワーク交流会
令和6年7月～	補助金交付申請の受付開始
令和6年10月	補助金の交付